

令和8年瑞穂町教育委員会第1回定例会 会議録

令和8年1月22日瑞穂町教育委員会第12回定例会が庁舎3階の会議室（3-2）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 日野 元信 君 ・ 2番 白石 渚 君 ・ 3番 村上 豊子 君 ・ 4番 関谷 忠 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 大井 克己 君・教育部長 目黒 克己 君・学校教育課長 大澤 達哉 君・教育指導課長 稲富 泰輝 君
・教育指導課 統括指導主事 芳井 伸彦 君・社会教育課長 橋本 正志 君・図書館長 友野 裕之 君
庶務係長（事務局） 栗原 崇行 君

1 本日の傍聴者 1人

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 協議事項1 瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針及び令和8年度主要施策（案）について

日程第4 議案第1号 瑞穂町立小・中学校の管理職の任命に関する内申について

開会 午前9時00分

大井教育長 ただいまの出席委員は4名です。定足数に達しておりますので、これより、令和8年瑞穂町教育委員会第1回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により、教育長において、1番、日野委員を指名いたします。

日程第2、教育長業務報告を行います。業務報告につきましては、別紙記載のとおりでございます。何か質問はございませんでしょうか。

ご質問ないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

日程第3、協議事項1、瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針及び令和8年度主要施策（案）についてを議題とします。

教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 ご説明いたします。協議事項1については、瑞穂町教育委員会の令和8年度主要施策を策定するため、協議させていただくものです。

協議事項1と表示されている用紙を1枚おめくりください。これは、瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針及び令和8年度の主要施策をまとめた案の表紙です。

表紙をおめくりください。「瑞穂町教育委員会教育目標・基本方針の位置づけと構成」ですが、町の長期総合計画の将来都市像を受けて教育委員会の教育目標と基本方針を図式化したものになります。

3枚おめくりください。右上に新旧対照版と表示されていますが、令和7年度からの変更点がわかるように作成したものです。この「新旧対照版」を使い、内容について説明いたします。

1 ページは、「瑞穂町教育委員会教育目標・基本方針の位置づけと構成」ですが、標題にて「教育目標」としていますので「めざす教育」から「教育目標」に変更いたしました。

2 ページをご覧ください。1 として瑞穂町教育委員会の教育目標を示しています。変更点は、ございません。

続きまして、3 ページをご覧ください。2 として瑞穂町教育委員会の基本方針を示しています。基本方針は、基本方針1 から基本方針4 までの4 つに区分していますが、教育委員会ではこの方針に基づき、毎年、主要施策を決定しています。なお、教育目標、基本方針は令和7 年度と内容に変更はありません。

4 ページをご覧ください。3、瑞穂町教育委員会の基本方針と令和8 年度主要施策です。このページから施策の具体的な内容となりますが、令和8 年度の主要施策は、先程3 ページでお示しした4 つの基本方針により区分し、表記いたしました。施策末尾の二重かっこ内は、事業を所管する部署を表しています。

基本方針1、人権尊重と社会貢献の精神の育成に関する施策ですが、施策数は9 で変更はございません。

次に、基本方針2、確かな学力の育成と個性と創造力の伸長に関する施策ですが、施策数は10 で、1 施策を基本方針3 に移動しています。次ページ、2-2-(3) として、「学校給食費等の無償化の推進」を記載していましたが、第5 次瑞穂町長期総合計画後期基本計画との整合性を図るため、基本方針3 に移動いたしました。これにより(4) の「食育と食物アレルギー対策の推進」を(3) といたしました。

次に、基本方針3、安全な学校と信頼される教育の確立に関する施策ですが、20 施策で3 施策追加及び名称を変更いたします。

1 点目は、3-1-(2) の「学校の適正規模の研究」を長期総合計画後期基本計画との整合性を図るため、名称を「今後の町立小・中学校の適正規模の研究」に変更いたします。

2 点目は、3-1-(6) として「学校給食費無償化等の推進、国による支援の要請」を追加し、こちらも長期総合計画後期基本計画と整合性を図っています。

3 点目は、3-1-(7) として「GIGAスクール構想の推進」を追加します。児童・生徒の1 人1 台のタブレット配備及びその活用について、この施策で進めていきたいので新たに追加いたします。また、I

ＣＴ関連の設備の維持や整備については、３－１－（３）の「ＩＣＴ環境の維持・整備の推進」で対応していきたいと考えています。令和７年度において、１つの施策としていたものを分割した形になります。

４点目は、３－４－（４）として「社会に開かれた教育課程と学校運営連絡協議会や第三者評価による学校経営の推進」を、地域全体による学校づくり及び第三者評価等を通じた学校経営を一層推進するため追加いたします。

次に、基本方針４ 生涯学習の推進と施設・環境の整備に関する施策ですが、施策数は１０で令和７年度と同じです。変更点は、４－１－（５）社会教育施設の環境整備において、ビューパーク競技場改修工事設計委託が完了し工事を実施していきますので、設計委託という文言を削除いたします。

以上、説明とさせていただきます。

大井教育長
日野委員

説明が終わりました。これより協議いたします。ご意見またはご質問はございませんでしょうか。

８月にいただいた教育委員会の令和６年度の点検評価の資料を見ながら、どのような形でこれまで事業が進んでいるのかなと確認したところ、その中に評価がＣで、次年度に向けて事業を拡大していくというのがいくつかあって、それがどのような形で表れているのか見させてもらいました。まず、５ページの３－１－（４）安全教育の推進と通学路等の安全の確保で、こちらは毎年、評価がＣとなっていて、次年度の方向性は拡大と記載されていますので、より拡大していくようお願いできればと思います。ほかにも評価がＣのものがありまして、２－２－（１）体力向上と健康教育の推進というところで、駅伝競走大会のことが書かれていて、私は毎年見っていますが、素晴らしい大会だなと感じています。ところが、これにＣの評価がついていまして、補足説明で目標が１３０チーム以上の参加となっていますが、７０チームしか参加していない。参加チーム数は目標に達していませんが、見る限り、地域の方々も多く参加し、とても良かったというのが私の感想です。

村上委員

５ページの３－１－（２）今後の町立小・中学校の適正規模の研究というところで、担当が学校教育課となっているのですが、現実的に、適正規模を研究するうえでは、町の協力も必要になると思うと、町部局とも調整を図っていくことがこれから必要なのかなと思います。３－４－（４）社会に開かれた教育課程と学

校運営連絡協議会や第三者評価による学校経営の推進というところで、学校運営連絡協議会とコミュニティスクールを変えていくというお話を伺っていますので、そうすると、学校をどのように使うかというところで、地域住民と一緒に学校を運営していこうということであれば、そこに社会教育の視点も必要ではないかと考えていますが、担当が教育指導課だけということではなく、社会教育の方にも責任を持ってもらって、一緒に考えていくことも必要ではないかと思えます。

学校教育課長

学校の適正規模の研究ですが、委員が仰るとおり、町全体で考えていかなければいけないところですが、まず、出だしとしましては教育委員会の中で、学級編成や学校施設を担っている学校教育課が母体となり研究を始め、その後、教育委員会の中での意見の集約を進めながら、町部局と連携した全体的な動きにしたいと考えております。学校の設置者は、あくまでも町長になりますので、当然、町の考えが重要となりますし、財政面の問題も町部局で検討が必要です。まずは、現在の児童・生徒数の状況から適正な規模と言われる範囲について研究をしまして、その後、更なる研究を進めてまいりたいと思えます。このような考えから、ここでは担当を学校教育課のみの記載としております。

統括指導主事

現状の学校運営連絡協議会が学校運営協議会になるとどのような形になるのか、校長連絡会等でお話をさせていただいておりました、次年度、周知期間について設定しています。あわせて、コミュニティスクールと同時並行で進めていくのが、地域学校協働活動で、主な活動としては、学びのテーマパークが設定されています。現在、学校で次年度の計画を立てていただく時期で、学校に依頼をしているのですが、学びのテーマパークだけが地域学校協働活動ではないので、学校の課題であったり、どのようなことを地域の方々の協力を仰ぎたいですかということについて、実態把握調査を先月以来したところです。そのようなところでニーズを把握して、地域の方との関りを通じて取り組めることを考える中で、社会教育の分野とも協力を図れるものについては取り組んでいきたいと思えます。

大井教育長

補足いたしますと、今後の町の学校適正規模を検討するにあたっては、子どもの人数や将来の人口推計が必要になりますので、町の担当部局とはしっかりと情報共有してまいりますし、今後、モノレールが来て、まちづくりがどのように発展し、人口が増えるのか、計り知れないところがありますので、町部局と連携し

てまいります。町長が総合教育会議を主催していますので、町と教育委員会でしっかり連携ができていると考えております。

関谷委員

これまで、学校の適正規模の研究に留まっていたところに、「今後の町立小・中」が追加されてことで、具体化に向け一歩進んでいく意識が感じられました。近隣の市では、適正規模について研究が進み、小・中学校の統廃合の話も聞きます。瑞穂町でも、現状のままでいられるとは思えないので、今後の推移を見ながら、具体的に進み出すということで良いことだなと思いました。

大井教育長

ほかにご意見等ございますか。ないようですので、協議を終結いたします。

それではお諮りいたします。協議事項1について、原案どおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

大井教育長

ご異議なしと認め、協議事項1については、原案どおり承認されました。

次に日程第4、議案第1号、瑞穂町立小・中学校の管理職の任命に関する内申についてですが、人事案件でありますので、瑞穂町教育委員会会議規則第12条ただし書きにより、会議を非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

大井教育長

異議なしと認め、議案第1号の審議については、非公開といたします。

傍聴の方には申し訳ございませんが、ご了承願います。

(傍聴者退室)

(審議非公開)

大井教育長

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。
これにて令和8年瑞穂町教育委員会第1回定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会 午前9時24分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員